

平成30年11月19日開会
平成30年11月19日閉会

平成30年第4回鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成30年第4回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

~~~~~

## 議 事 日 程

平成30年11月19日 午後2時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 8 号 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）  
議案第10号 平成29年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について
- 第 4 組合事務一般に対する質問
- 第 5 議案第8号～議案第10号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第5

日程追加 閉会中の継続審査について

~~~~~

## 出席議員（15人）

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 今城 | 雅子 | 2番 | 国頭 | 靖  | 3番 | 石橋 | 佳枝 |
| 4番 | 戸田 | 隆次 | 5番 | 三鴨 | 秀文 | 6番 | 中田 | 利幸 |
| 7番 | 渡辺 | 穰爾 | 8番 | 柗  | 康弘 | 9番 | 足田 | 法行 |

10番 山路 有 11番 杉谷 洋一 12番 秦 伊知郎  
13番 篠原 天 15番 小谷 博徳 16番 川上 富夫

~~~~~

欠席議員（ 1人）

14番 村上 正広

~~~~~

説明のため出席した者

|            |       |           |              |                  |           |
|------------|-------|-----------|--------------|------------------|-----------|
| 管理者        | 米子市長  | 伊木 隆 司    | 副管理者         | 境港市長             | 中村 勝 治    |
| 副管理者       | 日吉津村長 | 石 操       | 〃            | 大山町長             | 竹口 大 紀    |
| 〃          | 伯耆町長  | 森 安 保     | 〃            | 日南町長職務<br>代理者副町長 | 中村 英 明    |
| 〃          | 日野町長  | 埴 田 淳 一   | 〃            | 米子市副市長           | 伊澤 勇 人    |
| 事務局長       |       | 神 庭 千 秋   | 消防局長         |                  | 藤 山 史 郎   |
| 事務局次長兼総務課長 |       | 三 上 洋     | 事務局次長兼環境資源課長 |                  | 隠 樹 千 佳 良 |
| 消防局次長兼警防課長 |       | 赤 川 紀 夫   | 消防局次長兼米子消防署長 |                  | 眞 壁 康 夫   |
| 事務局施設工事課長  |       | 板 井 寛 典   | 消防局総務課長      |                  | 古 島 謙 一   |
| 消防局予防課長    |       | 松 本 喜 八 郎 | 消防局指令課長      |                  | 松 本 孝     |
| 会計管理者      |       | 針 田 智 子   | 事務局総務課入札財政係長 |                  | 伏 野 哲 彦   |

~~~~~

事務局の職員

~~~~~

**開 会 前**

○議長（渡辺穰爾） 皆さん、どうもご苦労さまでございます。開会に先立ちまして、去る11月3日に逝去されました日南町長 増原副管理者へ哀悼の意を表して、黙祷をささげたいと思います。皆様、ご起立お願いをいたします。黙祷。お直りください。ご着席をお願いします。

~~~~~

午後2時00分 開 会

○議長（渡辺穰爾） これより、平成30年第4回鳥取県西部広域行政管理組合定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

**諸 般 の 報 告**

○議長（渡辺穰爾） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。村上議員から、都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告を申し上げます。次に、地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了解を願います。次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますのでご了承お願いいたします。次に、去る8月30日、組合議会臨時会閉会後に開催されました予算審査特別委員会において正副委員長の互選が、また、ごみ処理施設等調査特別委員会において委員長の互選が行われました結果、予算審査特別委員長に中田議員が、予算審査特別副委員長に足田議員が、また、ごみ処理施設等調査特別委員長に中田議員がそれぞれ決定した旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。次に、議会閉会中に、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員及び各常任委員の選任を行いましたので、ご報告いたします。まず、議会運営委員に、1番 今城議員、4番 戸田議員、9番 足田議員、14番 村上議員、16番 川上議員を。次に、総務・消防常任委員に、3番 石橋議員、5番 三嶋議員、6番 中田議員、8番 柗議員、10番 山路議員、11番 杉谷議員、15番 小

谷議員、16番 川上議員を。次に、民生・環境常任委員に、1番 今城議員、2番 国頭議員、4番 戸田議員、7番 渡辺、9番 足田議員、12番 秦議員、13番 篠原議員、14番 村上議員を指名し、選任いたしました。また、本日、議会開会前に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長との互選が行われました結果、委員長に戸田議員、副委員長に村上議員が決定した旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思っております。

~~~~~

第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺穰爾） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第54条の規定により、8番 柗議員、及び12番 秦議員を指名いたします。

~~~~~

### 第2 会期の決定

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

第3 議案第8号～議案第10号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第3、議案第8号から第10号までの3件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 ただいま、ご上程をいただきました議案第8号から議案第10号までの3議案につきまして、ご説明を申し上げます。初めに、議案第8号は、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正により、個人情報に関する用語の定義の整備が行われたこと、条例で定める事務に係る特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムを使用しての提供が可能になったこと等を踏まえ、所要の規定整備を行おうとするものでございます。次に、議案第9号は、平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の第1回の補正でございます。今回の補正は本組合の有する浄化場について統合及び長寿命化など、今後の施設のあり方を具体的に検討するため、歳出のし尿処理管理費におきまして、浄化場統合検討業務委託に要する経費を新規に計上するものでございます。次に、この歳出に対します歳入でございますが、市町村負担金と国庫支出金をそれぞれ増額いたしております。その結果、歳入歳出それぞれ816万5,000円を増額し、補正後の予算総額を56億7,338万7,000円といたしております。次に、議案第10号は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成29年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定でございます。去る8月31日に播間、三鴨、両監査委員の審査をいただきましたので、その意見書を付し、ご承認をお願いするものでございます。詳細につきましては、決算書及び決算説明書に記載のとおりでございます。説明は省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。以上、各議案につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 第4 組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。通告がありますので、発言を許します。戸田議員。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 米子市議会の戸田でございます。よろしくお願いいたします。本定例会に当たりまして、2点質問をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。まず初めに、一般廃棄物最終処分場が供用開始しておるわけでございますが、この供用開始年度が平成5年度からというふうに私は解しておりますけれども、そういうふうな中で相当、埋立量が進捗されてはないかというふうに、側聞している状況下でございます。そうした中で市民の皆さんも注目しているわけでございますが、埋立の残余量並びに残余計画、今後の埋立計画についてまず伺っておきたいと思っております。

○神庭事務局長 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 事務局長の神庭です。よろしくお願いいたします。鳥取県西部の不燃物残渣等の埋立処理を委託しております民間設置の一般廃棄物第2最終処分場の埋立残

余量でございますが、平成29年度末現在で、4万3,922立方メートルで、現状のまま埋立を継続した場合の埋立残余年数は、7年程度で平成37年度末までと予測をいたしております。

○**戸田議員** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

○**戸田議員** 今、平成5年から平成30年度、約25年間経過したわけでございますが、当初計画は大体30年度の埋立計画というふうに私も解しておったんですけども、今、残余年数が約7年間ぐらいしか持たないというような状況下の説明でございました。一方、今の埋立最終処分場の埋立の延命化を図るためには、エコスラグセンターの活用というような大きな目的で、建設されたというふうに理解しているわけでございますが、今、エコスラグセンターが操業停止をしている状況下でございます。そうした中で、やはり最終処分場の延命化を図るという観点からいけば、最終処分場の埋立の不燃物残渣等の減容化、並びに減量化を私は図るべきではないかというふうに解しますけれども、当局はその対応をどのように考えておられますか。その辺のところを伺っておきたいと思っております。

○**伊澤副管理者** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 今後の不燃物残渣の処理方法についての、考え方についてのお尋ねであります。私のほうからお答えをさせていただきます。今、議員ご質問の中で、ご指摘いただいたとおりでありまして、プラスチック選別処理事業というのは不燃物残渣からプラスチック類を回収選別して、埋立の減量化を図るということが目的で計画されていたものでございます。既に、本年8月30日開催されたごみ処理施設等調査特別委員会においてご報告したところでございますが、この問題につきまして、本年4月から設置しております鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会で、改めて再検証を行いました結果、このプラスチック選別処理施設につきまして、当面、事業着手の見通しが立たないこと、あるいはプラスチック残渣の量が近年減少してきていること、あるいは、これはもともと回収したプラスチックをプラスチック燃料に再利用する予定でございましたが、これの処理経費等が近年上昇してきているといったような状況など、当初計画した時点から状況が随分変化してきているといったようなことなどから再検討を行ったところでございます。その結果、プラスチック残渣の外部処理についても検討いたしましたが、最終処分場の延命化あるいは処理費用の面等で十分なメリットを得られるということから、計画を中止するという判断に至ったところでございます。これは特別委員会で報告したとおりでございます。今、議員のほうでご指摘いただきました今後の残渣の処理の考え方でございますが、やはり最終処分場の延命化ということは必要な観点でございます。そのため、できますれば平成31年度より不燃残渣につきまして、その約半分、50パ

一セント程度を民間の施設に外部処理を行うことで、減量化を図りたいとこのように考えているところでございます。以上でございます。

○**戸田議員** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

○**戸田議員** 先ほど答弁がありましたごみ処理の特別委員会の中で、エコスラグセンターの停止についての内容、私も傍聴しておりました十分に理解しております。しかしながら、今のプラスチック選別処理業務をやめて外部委託をするというような内容でなかったかなあとというふうに思いますけれども、外部委託、まあ、いろいろとリスクもあるわけですね。その辺のところをどこまで精査されておられるのか。また、どのように具現化を図っておられるのか、その辺のところについてある程度説明をいただければというふうに思います。

○**伊澤副管理者** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 議員のほうから外部処理についての検討状況、リスクも含めてということでございます。外部処理の検討につきましては、具体的に外部処理ということでの程度期間が延びるのかと。それから、戸田議員のほうでご指摘がありましたリスクをどのように考えるのかといったことがございます。まず外部処理、先ほどご答弁申し上げましたが、50%程度の外部処理ということをご想定しておりますが、これによりましてエコスラグセンターで想定しておりました延命期間、これが大体平成40年度頃までという見込みでございましたが、これをさらに3年程度、何もしない場合と比較しますと6年程度延命化ができるといったことを想定しておりますし、処理費用につきましても、平成43年度まで仮に延命化できるとした場合、今後13年間で約27億円程度のコストの削減が図られると、このように試算をしておるところであります。このような状況を踏まえて、先ほどもご説明したとおり外部処理割合を約半量と、50%の程度として処理を行うこと、そしてさらには、その処理残渣の全量をリサイクルすることといったようなことを前提といたしまして外部委託を行いたいと、このように考えておるところでございます。それからリスクのことでございますが、おっしゃるとおりでありまして、外部処理する場合にやはりリスクの問題も検討しなければならないと考えております。そもそも、一般廃棄物における処理の本来あるべき姿は何なのかということでございますが、今ご指摘いただきましたリスク対応の問題、あるいは処理場あるいは処分場等の設置について、国の財政支援の制度を活用することなどを踏まえますと、直営が基本となるものと考えております。従いまして、その基本を外れるといいましようか、委託する場合、ご指摘のとおりリスクの問題、安全確実に外部業者で処理ができるのかどうかといったことを検討する必要があると認識しております。この場合、やはり全量、全てを業者で処理するという場合につきましては、例えば複数の業者に委託することなどの対応を考えなければならないと、このように考えておりますが、今回の場合、このよう

な面からも現在の処理量の半分を外部委託すること。従いまして、従来どおり半量については現在の第2処分場への埋立処理。これもご案内のとおり民間委託の形態はあるわけでありまして、このように二つの形態を併用することで、リスクへの対応もできるのではないかと、このように考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（渡辺穰爾）** 戸田議員、ちょっと待ってください。残時間がね、どうもスパッと連動してないようで、先ほど残り12分を出たんですけど、今んとこ3分経過なんです。発言時間が。ですから、10分前、3分前、1分前は、私は口で言います。それでご了解願いたいと思います。戸田議員。

**○戸田議員** 議長。答弁が先にあつたんですけど、確認をしておきたいと思います。現状のままでは平成37年度までしか最終処分場の供用は出来ませんよと。しかしながら、リサイクルプラザから排出される不燃残渣を外部委託50%とした場合には、平成43年度まで、13年間の供用が延伸できるということですね。もう一つが、今のエコスラッグセンターを稼働せずに外部委託50%とした場合には、27億円の処理費用の軽減化が図れるというような内容ではなかったかというふうに思うんですが。先ほど答弁も踏み込まれましたけれども、その対応については私は「良」としたいんですね。最終処分場についてはまた後ほど触れますけれども、なかなか建設ができない。そうした中で、延命化を図るといのは大きな大義だとは私は思います。しかしながら、一方、一般廃棄物の処理は市町村の責務なんですね。廃棄物処理法から言えば、それを外部委託をするというのは、一つのリスクもありますよということでございます。もう一つは、米子市の下水道も、下水道残渣も3社に委託しております。これはリスク分散、議会でも相当議論があつて、リスク分散、そのために3社に委託したという経緯があるんですね。そういうふうな経緯を踏まえれば、本西部広域も1社ではなくて2社のというような多面的な外部委託の方策を私は検討すべきだというふうに思っております。再度、その辺について答弁をいただきたいと思います。

**○伊澤副管理者** 議長。

**○議長（渡辺穰爾）** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 外部委託のリスク分散についての、再度のお尋ねでございます。今、議員ご指摘のとおりでありまして、外部委託には、重ねてになりますが、その処理業者において安定的に処理が行われるかどうかという問題、これ、とっても重要な問題であります。複数の業者にというご指摘でありましたが、重ねてになりますが、現在の処理量の全量を処分するというのであればそうではありますが、半分の量をとということでありまして、結果として、2分の1ずつの2カ所で処理ということになります。あわせまして、現在、処理業者の中にはそういったことにも備えまして、複数の業者で災害時あるいは非常時の応援協定といったようなものを結んでおられまして、もし仮に、何らかの事情があつて処理ができない場合は、その協定を結んだ別の業者がバックアップに入ると。こういったようなことも工夫されているところでございます。そういったような

ことも踏まえながら業者選定を行ってまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 まあ重複しますが、外部委託っていうのはなかなか本当に慎重を期さなければならない。今、先ほど言いましたように、災害協定も結んでおられるというふうなバックアップ体制もあるということでございますけれども、やはり、この西部広域の中にもいろいろと自然災害が頻発している状況の中で、災害廃棄物も相当出てくるというようなことも想定していかなければならない。さきの鳥取西部地震のときにも、災害廃棄物が相当出て、西部広域の処理業務もなかなかつかさどれなかったというような大きな危機を迎えたときもあります。そういうようなことも想定しながら、廃棄物は毎日出てきますので、その観点を、基本的な観点は忘れてはならないというふうに私は思うところでございます。もう一方、今のエコスラグセンターを休止されたわけですが、今後のエコスラグセンターの有効活用というような方策は検討されておられますか。その辺のところを伺っておきたいと思っております。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 エコスラグセンターの利活用策の検討につきましては、鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会におきまして、今後1年間程度をめどに検討することとしておりまして、ごみ処理施設と並行して他の用途を含め、費用負担の少ない利活用策を構成市町村と検討したいと考えておるところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 エコスラグセンターの活用については、あり方検討会で平成31年度に検討するというような答弁だったのですが、私が側聞にするには、平成28年の2月にはもう施設を休止しとるんですね。そこからもう2年経過しとる。そういう中で、どのように多角的に検討されたかっていうのは、私は見えない。やはり、早急にそのエコスラグセンターの有効活用とはやはり、私は着手するべきではないかなというふうに指摘しておきたいというふうに思います。一方、一般廃棄物の最終処分場については、本当に建設については大変難しい。私は事務的には14年以上ぐらいかかるんじゃないかなと、私は解しておるわけでございます。そうした中で、産業廃棄物処分場についてもいろいろと合意形成が難しい局面を迎えておるわけですが、一般廃棄物最終処分場についても、地元住民の合意形成、関係住民との合意形成、また都市計画法、農業地域振興除外申請等々、いろいろな法的なクリアもさることながら、住民との合意形成が一番難しい。そういうふうなことを考えれば、平成37年度までしかもたない。しかしながら、不燃残渣を外部委託した場合には平成43年度まで延伸ができるというような想定をされておられますけれども、ここで伺いますけれど、一般廃棄物最終処分場の建設事

務についてはどのように着手しておられるのか、その辺のところを伺っておきたいと思  
います。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 次期の一般廃棄物最終処分場の建設に向けた検討状況というお尋ねで  
ございます。これは既に議会のほうにもご報告しておりますが、この4月に鳥取県西部  
の「ごみ処理のあり方検討会」という、私が座長を務める形で設けております。この中  
で、これはまさに、今、議員のご指摘いただきました、次の最終処分場あるいは可燃・  
不燃の処理場、これは現在の広域計画では43年まで今の体制でやるということが決ま  
っております。44年以降は次の新たな広域処理計画を考えるということになってござ  
いますので、ここに向けて基本的な考え方などをしっかりまとめていこう、議論してい  
こうということで、このあり方検討会を設けているところでございます。この施設整備  
に向けましては、このあり方検討会でまとめております議論、考え方、これもまとま  
ったものについてはできるだけ議会のほうに早くご報告したいということで、今、作業を  
進めておりますが、この考え方をもとにいたしまして、来年度平成31年度に一般廃棄  
物処理施設整備基本構想を策定したい、このように考えておりまして、この構想におい  
て次の期の最終処分場の基本となりますこの圏域に適した処理体系あるいは立地の問題、  
こういったようなものについての基本的な考え方、基本方針を明らかにしていきたいと、  
このように考えているところでございます。そこに向けて、重ねてになりますが、現在  
はその前段階として、あり方検討会で議論を重ねているという状況でございます。以上  
であります。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今のあり方検討会で多角的に議論しておるということですが、今の状況下  
でいけば、西部広域の構成市町村から候補地等の提供等をうかがって、そこの候補地を  
ある程度絞っていくというような手法が、私はある程度の基本的スタンスではなかろう  
かなというふうに思います。そういうふうな事務がやられているかどうか。例えば、そ  
この候補地が、候補地の提供地があれば、3カ所あれば3カ所ぐらい現地踏査をして、  
本当に適地かどうかというような見極めの事務にもう入っておらなければ、一般廃棄物  
最終処分場はなかなかできないというふうに私は思料するわけですが、そういう  
ふうな事務は着手されておられますか。その辺のところを伺っておきたいと思  
います。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 次期の最終処分場の立地の選定、候補地の選定についてのお尋ねで  
ございます。先ほどもご答弁申し上げたところでありますが、現在、あり方検討会でその  
基礎となる議論を重ねているという状況でございます。従いまして、現時点では具体的



は図っていく必要があるのではないかなというふうに切に思うわけでございますので、その辺のところ、管理者がもとよりしっかりと頑張っこの事務を進めていただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺穰爾） 10分30秒経過してます。

○戸田議員 はい、ありがとうございます。次に、今の消防組織の拡充について、質問してまいりたいというふうに思います。この消防組織の事務については、国の三位一体構造改革によって、今の機構改革を平成19年度に実施した経緯がございます。そうした中で、今の西部広域も約10年はもう経過したわけではございますけども、その辺の三位一体構造改革に伴った乗換運用制度等を導入したわけではございますが、その辺のところ検証されておられますか。検証しておられれば、その内容について伺っておきたいと思ひます。

○藤山消防局長 はい。議長。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 消防局長の藤山でございます。議員お尋ねの、平成19年10月に消防組織体制の見直しを行い検証したかとお尋ねでございますが、これにつきましては平成23年7月に検証を実施しております。この時点におきまして、メリットとして、休日勤務手当の皆減、及び時間外勤務手当の縮減による財政効果は、平成17年と比較いたしまして、平成18年度から10年間で約10億円となっております。一方で、デメリットといたしまして、日勤者、毎日勤務者を減らしたことによる労務管理面を含めた管理監督体制、予防査察業務、救急救命士の病院実習、救急講習等、これらの災害業務以外の業務、これにつきまして課題対応への人員の余裕が十分でない状況があるという検証を行ったところでございます。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 メリットは約10億円の財政負担の減があったということで、これは大きな成果があったというふうに思うんですけども、一方、デメリットも先ほどの答弁の中にあつたと。住民ニーズにはなかなか応えきれない厳しい環境もあつたというような答弁ではなかつたかというふうに私思ひますが、そうした中で、やはりそういう厳しい対応状況の事務については、どのように検証されて対応してきているのか。その辺のところを再度伺っておきたいと思ひます。

○藤山消防局長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 デメリットの対応についてのご質問であります。災害対応業務以外です。課題対応への人員の余裕がない状況であることはそのとおりでございます。それ以降、新たに違反對象物公表制度が開始され、災害初動体制の機能強化、救急救命

士免許取得など人材育成の体制の機能強化が必要となってまいりました。これらのことから、平成27年度より消防力の機能強化に向けた消防組織体制の見直しをすることとし、検討を重ねてきているところでございます。以上でございます。

○**戸田議員** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

○**戸田議員** デメリットの内容を説明していただきました。私もこの消防力の機能強化に向けた消防組織体制の見直しというのを見させていただきました。これ、平成27年9月に担当課長会議の中で出された資料だと思うんですが、そういう中を見聞させていただいたんですが、その中で、こういうふうに記述されていますね。「違反対象物の公表制度開始に伴い脆弱な予防体制の機能強化、救急救命体制の維持のための研修体制強化、災害対応体制の機能強化が課題である」ということで、大きな3つの課題を、指標を示されておられるんです。そうした中で、予防関係については10年前からも予防士の育成というような形で取り組んできたんですけども、救急救命士の育成というのは、これは研修に派遣をしてということでも今も続いているわけですけども、そういう体制をいろいろ構築はしてきたというふうには私も側聞するんですが、やはり今後、先ほど私が触れました3点、そういうふうな大きな課題の指標について、どのような対応をしてこられたのか、その辺のところを伺っておきたいと思います。

○**藤山消防局長** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○**藤山消防局長** デメリットについての議員の対応についてのお尋ねでございますけれども、平成27年度より構成市町村消防担当課長会議等におきまして、ご指摘の3点について協議を重ねてきたところでございます。その結果を踏まえまして、内部検討として28年1月の正副管理者会議において協議を行いました。その後、引き続き検討を重ねた結果、最低限必要な実働人員292名を確保するため、災害対応ができない初任教育中の消防職員及び救急救命士免許取得研修中の職員については、鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の定数外職員とすることとし、必要な条例改正を昨年平成29年10月25日開催の本組合議会におきまして提案し可決いただき、改正をいただいたところでございます。今後も残る消防法違反対象物に係る公表制度実施への機能強化及び災害初動体制の機能強化について、引き続き再任用職員を活用しつつ、現在は一定の改善を図っているところでございますが、今後も状況を踏まえながら検討を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**戸田議員** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 戸田議員。

○**戸田議員** 今の答弁の中で、そういう指標の中の対応をするために、実定数292を確保しながら研修生の2名を定数外、除外したと。条例改正をして、そういうふうな体制を整えたという内容ではなかったかというふうに思うんですが。しかしながら、視点

を変えますと、さきに消防職員のいわゆる殉職というような事例が全国的に相当発生したときがございます。そういうふうな中で、消防力の整備指針を国が改定をしてきたところですが、その中で、当時の平成19年度中には、その消防力整備指針が平成17年度でなかったかと思いますが、改定が。その内容を踏まえねばならなかったわけですが、しかしながら一方、三位一体構造改革の財政負担軽減化という観点から、今の消防力組織体制を見直せというような観点が出てきたというふうに思うんですけども、それを踏まえて今、乗換運用制度を導入して現在に至っておるというのが経過ではなかろうかと私は承知しておるんですが。そうした中で、今の殉職の事例もさることながら、昨今は自然災害等が頻発しております。そうした中で、災害協定に基づいて災害派遣、それと、災害が発生したらそこに常駐するというような、消防業務は多岐にわたっております。そうした観点からいけば、今の消防職員等の増員を図りながら、消防常備体制の業務の拡充を私は図っていく必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺のところを管理者か副管理者かのご答弁をいただきたいと思っております。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今後の体制強化についてのお尋ねでございます。私のほうからお答えしたいと思います。ご指摘のとおり自然災害が多発、あるいは安全安心な生活を望む住民の皆さんのお声、こういったものにしっかり答えていくためにも、消防組織体制の充実といいたいでしょうか、あり方を継続的に検討していくといったことは必要なことだと、このように考えております。先ほど消防局長のほうからもご答弁申し上げましたとおり、継続的に検討して、できることから改善も図ってきているというところがございます。今後につきましてですが、ご案内のとおりであります。実は消防職員につきましても、いわゆる60歳から年金が出なくなるという問題がですね、来年度の定年退職者から始まります。これは一般職員と、ちょっと記憶が定かではありませんが、確か8年位遅れて進行するということになっております。一般の通常の公務員、事務系の職員は既にもう始まっているわけでありまして、消防職員もいよいよ年金と雇用の接続の問題というのが出てまいります。何を申し上げたいかといいますと、65歳まで現場で働ける環境づくりということ、これから消防も進めていかなければならないという、そういう時代に入ったということもございます。さらには、国においては一般公務員についてということだと思っておりますが、定年延長の問題も法改正等も議論が始まっているという状況でございます。こういったような諸状況も見ながら、ベテラン職員の活用、これは今、課題だというふうにおっしゃいました予防査察の問題、あるいはいわゆる初動体制の中の指揮命令の問題等々には、ベテラン職員の力というのは非常に重要な戦力だというふうに考えておりますので、こういったような観点も踏まえまして、引き続き見直しを検討してまいりたいと、このように考えています。以上であります。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 まあ今の再任用にはされておられるわけですが、65歳の定年、この問題についても理解をしておりますが、しかしながら、やはり人数合わせでというのは組織の体制はなかなか堅持できないという視点も私は持っておるんです。そういうふうな指揮命令系統というのは、私は一般職員とは同等に全くならない。災害等については本当に身体・生命・財産、市民、圏域住民の方々の生命を守るというような大きな使命の付託を得てしておるわけですが、そういうのも私は忘れてはならないのではないかなあというふうに思います。そうした中で、視点を変えますが、消防職員の定数についてちょっと私調べてきました。今の西部広域が292人、これは実定数ですね。中部広域が152人、東部広域が310人です。で、西部広域の人口が約23万5,000人弱ですか。東部広域が22万5,000位と思いますが。そこで、人口1万人当たりの消防職員数について調べてみましたら、西部広域が12.57人、1万人当りですよ。中部広域が15.03、東部広域が13.63、松江市が12.71、出雲市が12.45ということで、西部広域は他の消防組織に比べて本当に職員数が少ないというような、この数字で見ればですよ。そういうふうに結果になるわけですが、やはり私は、先ほど副管理者とも議論しておりますように、自然災害も頻発しておる、消防体制の初動体制もすごく厳しくなってきた。指揮隊も、東部広域は西部広域より1隊多い。そういうふうな、やはり実態に即した消防力の整備の拡充を他の組織は図ってきておるのが現実です。そういうふうな時代に即した消防力体制を私は整備する必要があると思っております。そういうところ、再度伺っておきたいと思っております。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 消防組織体制の充実についての重ねてのご質問であります。私のほうからお答えいたします。議員ご指摘のとおりでありまして、今回の質問でも取り上げていただいておりますが、平成19年の見直しによりまして、休日勤務を代休処理している消防局では、隔日、1日ごとに勤務している勤務者一人当たりの年間勤務日数が、他の消防本部に比べまして年間で、カレンダーでありますんで年間で少しずつずれますけれども、おおむね20日前後少ないというような状況があるということをご承知しております。こういったような状況を踏まえて、さらなる体制の強化が必要ではないかというご指摘だというふうに受け止めさせていただいております。先ほど、消防局長のほうからもお答えしましたし私も触れましたが、条例改正もお認めいただきまして、今年度からいわゆる初任教育中の消防職員ですとか救命救急士の免許の取得講習中の職員につきまして、定数外というふうな扱いにさせていただいております。本年度でこの定数外職員が20名おります。それから、そういったような工夫をしながら実働で292名ということを確認する工夫をしているところでございます。重ねてになりますが、今の議員

のご指摘もしっかり踏まえながら、引き続き機能の充実について検討してまいりたいと、このように考えます。以上でございます。

○議長（渡辺穰爾） 残りが3分20秒。1分前にベルを鳴らさせていただきます。戸田議員。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今の消防局とのやり取りの中で、私の記憶では、火災件数が115件、平成29年度。救急事案が1万2,000件弱だったと思います。平成27年度、28年度から右肩上がりですと救急事案も上がってきておる。やはり、そういうふうな時代背景もあるわけですね。だから、同じような体制をそのまま整えておるといふのはいかなものかなというふうには私に思うところでございます。そういうふうな事案も増えてきておる。また、消防業務も多岐にわたっておる。違反建築物の摘発、査察、予防業務のいわゆる拡充。そういうふうな視点もどんどん消防業務の中に入り込んできておるのが現実ではなかろうかなというふうには思うところでございます。そうした中で、やはり自然災害も先ほども言いましたように頻発しておって、台風が来ればその河川の氾濫があるかどうかと水位の確認、そういうのも常備消防に課せられております。非常備消防もそうですけれども、常備消防もそういうような査察に出ていくような状況下でございます。そうした中で今、消防職員については、先ほども言いましたように圏域住民の身体・生命・財産を守る責務が付託されております。その中で、火災業務を私も一回見ましたけれども、本当に自分の身を投じながら、圏域住民を守っておるといふような場を私は目の当たりにしましたけれども、本当に大変な仕事だなあというふうには思うところでございますが、やはり先ほどの、繰り返しますけれども、時代に即した消防力の整備体制を私はとっていかなければならない、機能強化を図らなければならぬというふうには思うわけですが、管理者の考え方を伺っておきたいと思っております。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 この消防体制の充実あるいは消防職員の増員、これにつきましては広域構成市町村を取り巻く状況、これを見極めつつ、そして現在の消防体制において圏域住民の安心安全を確保するためのこの必要な体制につきまして、継続的に検討をし、優先順位をつけながら消防組織体制の充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 管理者のほうから、将来に向けた消防組織体制をというお話だったですけれども、やはり将来に向けてもさることながら、今、現実を直視していただいて、今後、直視した内容を今後の体制に反映していくというふうな考え方も一つ求められておるの

ではないかなというふうに私は思います。ある程度、正副管理者会の中の皆さん方も聞いておられますけれども、やはり27年か8年に消防力の見直し検証をされて、そこで十分に検討されたようでございますけれども、私は改めて平成31年度なりそういうふうな、再度、今の消防力の機構について十分に検討していただければというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

**○議長**（渡辺穰爾） 以上で、通告による一般質問は終わりました。ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

第5 議案第8号～議案第10号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第5、議案第8号から第10号までの3件を一括して議題といたします。これより、3件に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。石橋議員。

○石橋議員 はい。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 米子市議会の石橋佳枝です。私は平成30年第4回西部広域行政管理組合議会定例会におきまして、議案第10号平成29年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について、決算に関わる主要な施策の説明書、これに沿いまして質問を何点かございます。さきの戸田議員の一般質問と重なる部分もありますが、どうかそこはご容赦願ひます。5項目にわたって、まず最初に質問します。最初にまず、最初の1番目。介護認定審査会について質問します。介護保険は65歳以上の国民が全て加入する、国の介護を保障する制度です。2000年の導入から19年になろうとしています。この間、保険料は改定のたびに上がり続けました。サービスの給付は要介護度の軽いとされる人から介護ベッドや福祉用具を取り上げるなど、また、年金の少ない人は入れる施設がないなど、「負担あって介護なし」と、こう言われるような状況をつくっています。介護保険の判定で、要介護や要支援と判定されるのは高齢者の約2割です。あの方には高い保険料を年金から天引きされても何の給付もありません。この介護給付を受けられるか否か、入り口のところが介護認定であるわけですが、西部広域の認定審査会はコンピューターの一次判定ではつかみきれないところを、専門家の合議によって補う大事な仕事です。高齢化の進む我が国では、要介護は自然に増えていきます。予防に努めても年を取り、体の機能が衰えれば、若干の改善があっても回復することはありません。しかし、この表、1ページ目の5ですけれども、この表では29年度は前年に比べ判定件数が減少しています。なぜでしょうか。増えるのが自然だと思うのですが、これは29年度にたまたま何かの要因で減ったのでしょうか。それとも近年、減少傾向にあるということなのでしょうか。2つ目はですね、1合議体の構成、医師とか看護師とかそう

いう話は、どういうメンバーで、何人で構成されているのか。そして、この審査会は96名の委員が16合議体で一週間に8回の会合を開いておられます。29年度の判定総数が1万1,127ですから、1合議体が1回に扱う判定の件数は約41件ほどになりますが、それで十分な審議ができるのでしょうか。1件につき5分程度というふうに聞いたりもしております。1回の会合の審査時間数はどれくらいかけられるのでしょうか。そしてもう1点。そして不服申請。これ一番下の表ですけれども、28年度、29年度、ともにありません。なぜ、ないのでしょうか。介護認定に対する不満はたくさん聞いております。実はうちの母、姑ですが、もう脳出血性の認知症が生まれて、9年間、自宅で療養介護いたしました。その間に介護保険が始まりまして、認定も4、5回受けました。最初から要介護の5でしたけれど、途中で一度、3におりました。不服申請をしまして、県から丁寧な審査に來られました。そして、結果としては要介護3が5に返りました。このときに米子市で、認定にかかわる書類を見せていただきました。2次判定ですけれどね、本当に短いものでして、座長らしい人が「要介護3のパターンとよく似たグラフになっているから3でしょう」と、こう言われました。他のもう一人の方がですね、「この方は前回、要介護5で、状態が悪くなっていますが」というふうに言われたんですけど、「いや、あの一、3のパターンに似てるからいいではないですか」と言われたので、結局要介護3になっていました。あまりのことで本当にびっくりしました。こういうふうな内容ばかりだというふうには申し上げるわけではありませんが、不服申請はなかなか面倒な手続きで、何度か書類提出もありまして簡単ではありません。申請数は決して多くはないとは思いますが、しかし、年間0とか1というのは、あまりにも不自然だというふうに思います。介護認定については以上です。2つ目は、障害者認定審査会について伺います。これもまた、判定の件数が減っています。これもなぜでしょうか。そして、障害者認定合議体2つです。間に合っているのでしょうか。申請してから随分待つというふうにも聞いています。3つ目は、申請してから認定が決まるまでの期間はどれくらいかかっているのでしょうか。そしてこれもやはり不服申請がありません。なぜでしょうか。続きまして3番目に、清掃施設について伺います。このエコスラグセンターの熔融停止後は、それまでエコスラグセンターへ搬入していた焼却施設から発生していた飛灰はどう処理されているのでしょうか。最終処分場に埋め立てられてはいないのでしょうか。そして、その最終処分場についてもお尋ねします。微量でも体内に摂取されると、遺伝子などに影響が出るといわれるダイオキシン類について伺います。10ページの3のダイオキシン類測定結果の表は年度が書いてありませんが、29年度のものでしょうか。この浸出水、放流水はどこでどのように採取をされていますか。この水質の法規則の基準値は15グラムということで、土の基準値1.5グラムより10倍大きいわけですが、それに対し測定の結果は本当に微量です。ただ、この水で運ばれたダイオキシン類は永久になくなりませんから、蓄積していくわけです。ダイオキシン類を微量でも放出させないようプラスチック類は焼却しないなど、生産もしないようにしてい

く必要があるというふうに考えています。プラスチックは今、魚の世界でも悲劇が深刻になっていますが、将来は人類にも影響があるという警鐘として受け止めることが必要だと思えます。次に、このダイオキシン類などをろ過するRO膜について伺います。このRO膜の交換は、どれくらいの周期で行われていますか。これ、済みませんが、申告していないので、済みませんが、分かりましたらお願いします。そして、交換後の汚染をしたRO膜の処理はどのようになっているのでしょうか。続いて、11ページ。「ごみ処理広域化に関する事務」として、可燃ごみ処理計画が挙げられています。平成28年から境港市、日吉津村、大山町は、米子市クリーンセンターに収集を委託し、平成43年までは伯耆町、南部町、日南町、江府町、日野町は延命化対策をするということになっています。そして、平成43年度には大型の焼却施設を新設するというのがごみ処理広域化の計画であると思っております。しかし、一般ごみは広域化ではなく、各自治体が地元のごみは地元で処理するのが本来だと考えます。大型は補助金があっても自治体の負担も大きく、ごみも細かくして量が一定多くなければなりません。

○議長（渡辺穰爾） 議案だけでいいですね。自己主張はいいですよ。議案に対する質疑をしてください。

○石橋議員 これは一応、意見として申し上げておきます。次に、最後の質問に入ります。常備消防について伺います。かつては数年に一度起こるか否かの災害が、近年は、さっき戸田議員も言われましたけど、本当にしょっちゅう起こると。年に何回も。一つの町でなく、全国あちこちで起こるようなことになっております。防災や災害の救助は本当に切実な問題で、消防は大変重要な任務です。そこで、伺います。まず、人員は足りているのか。いろいろ苦勞されて、やり繰りをされてやっておられるっていうのは、先ほど聞きました。基準よりもかなり少ないというふうに聞いております。足りなければ、市民や隊員の安全や命にかかわります。足りているのかどうか、それが1つ。それから、全県一元化という話も県議会の方で出たようです。私は、その地域の事情や地理をよく知った身近な消防署の存在が大事だと考えます。この件については、どう考えられていますでしょうか。以上、質問を終わり、答弁をいただいた後に、再度、質問をさせていただきます。

○神庭事務局長 議長。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 私のほうからは、事務局所管事務に関するご質問にお答えをさせていただきます。まず、介護認定審査会の認定数が、前年度に比べ減少した理由についてでございますが、要介護認定の制度改正によりまして、平成28年度から更新申請の認定有効期間が、それまで最大12カ月だったものが24カ月まで延長可能となったため、翌年度の29年度の更新申請件数が減少したものと考えております。2番目の、1合議体の委員の職種内訳についてでございますが、1合議体の委員定数は6人以内でございますが、1人を合議体に属さない委員といたしまして、委員数は5人としております。

委員の職種内訳は、医師が2名。ほか3名は、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士など、医療、保健、福祉に関する学識経験者をバランスよく配置をいたしております。続きまして、介護認定審査会の審査時間が短時間で判定されているのではないかとということですが、1合議体の1回当たりの平均審査件数は、平成29年度実績といたしまして40.6件。審査時間は1時間程度でございます。審査会資料は、委員に事前送付をいたしております。各委員は審査会までに資料に目を通されて、自己判定をされて、その上で審査会に出席していただいております。そのため、審査会時において各委員の判定が一致した場合は、審議時間がわずかで済むことから、短時間で判定が行われているものと思っております。不服審査の請求につきましては、要介護認定などに不服がある場合は、鳥取県が設置する鳥取県介護保険審査会が窓口となっていることから、審査請求やそれに伴う相談などの実体が把握はできておりません。本組合といたしましては、審査請求数の多少の理由についてはつかんでおりません。続きまして、障害認定審査会の認定数が前年度に比べ減少した理由についてでございますが、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害程度区分の審査判定業務が開始をされ、審査件数は、制度が開始した初年度の平成18年度が多く、2年目は初年度に比べ大幅に減少いたしまして、さらに3年目は2年目より若干減少いたしております。区分認定の有効期間は3年間となっているため、3年に1回変更申請が繰り返されますので、制度開始年度から3年周期で申請件数の多い年度と少ない年度が繰り返しているというところで、直近では、申請件数が多い初年度の周期にあたる年度が、平成27年度、2年目の周期にあたるのが平成28年度、3年目の周期にあたるのが平成29年度となりますので、この傾向により、平成29年度の申請件数は、前年度平成28年度より若干減少したものであると考えております。合議体の数は間に合っているかというご質問についてですが、合議体の数は、3年に1回の申請件数が多い繁忙期には3合議体体制で月6回開催をし、通常期は2合議体体制で月2回を開催いたしまして、申請件数に応じて合議体の数を調整し対応をしております。申請件数の実態に則したものと考えております。また、申請件数が多い場合には臨時で開催をすることもございます。続きまして、申請から認定までの期間でございますが、市町村から審査依頼を受けてから、市町村へ判定結果を返すまでの期間につきましては、市町村からの審査依頼締切日を金曜日に設定をいたしまして、その翌々週の水曜日または木曜日に審査会を開催をし、審査判定を行いまして、審査会の翌日に市町村へ判定結果を返すスケジュールとしておりますので、期間は約2週間でございます。審査会の開催ペースにつきましては、約2週間で判定結果を返せるよう審査件数に則した開催回数としていたしまして、3年に1回の繁忙期には3合議体体制で月6回、毎週開催をし、通常期は2合議体体制で月2回、2週間に1回開催をしております。次に、障害認定審査会の不服申請がない理由についてでございますが、区分認定などに不服がある場合は、鳥取県が設置をする鳥取県障害者介護給付費等不服審査会

が窓口となっておりますので、審査請求や、それに伴う相談などの実態把握は組合のほうではできておりません。本組合といたしましては、審査請求数の多少の理由もつかめておりません。続きまして、清掃施設のエコスラグセンターの熔融停止後は、組合の構成市町村が使用している一般廃棄物焼却施設から発生した飛灰は最終処分場へ埋め立てられていないのかというご質問についてですが、エコスラグセンターの熔融停止後は、エコスラグセンターへ搬入しておりました焼却施設で発生した飛灰はセメントの原料等として民間業者で処理を行っております、最終処分場への搬入はございませんが、米子市クリーンセンターにつきましては、キレート処理をした安全な状態のダスト固化物の搬入がございます。続きまして、最終処分場。一般廃棄物第1最終処分場及び第2最終処分場のダイオキシン類測定結果の測定年度でございますが、平成29年度の測定数値でございます。続きまして、最終処分場の水質検査に使う水はどこで採取をしているのかというご質問でございますが、第1最終処分場及び第2最終処分場浸出水は、第2最終処分場水処理施設で処理をしておりますので、原水は各最終処分場からの浸出口で採取をいたしまして、放流水は第2最終処分場水処理施設の放流口より採取をしております。続きまして、最終処分場水処理施設RO膜の交換のことについてでございますが、交換周期は5年に1回交換をしております。交換されたRO膜は、設置業者「環境プラント工業」が産業廃棄物として適正に処理していると認識しております。以上でございます。

○藤山消防局長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 消防局所管事務についてお答えを申し上げます。ご質問については、人員は足りているかとお尋ねでございますけれども、本年度から、最低限必要な人員を確保するとして292名のほか、定数外規定を運用をさせていただいているところでございます。先ほど、管理者からも答弁がございましたように、圏域住民の安心安全を確保するために必要な体制の検討を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（渡辺穰爾） 答弁漏れありますか、石橋議員。いいですね。ありませんね。

○石橋議員 いいえ、あの一。

○議長（渡辺穰爾） あるんですか。あるなら、ちょっと手を挙げて。答弁漏れですか。ちょっと多くて、私も把握ができない。どうぞ。

○石橋議員 はい、あっ、済みません。はい。人員は足りてるのか。全国基準より少ないけれどもというので、あっそうか、はっきり聞いてないですね。よいです。

○議長（渡辺穰爾） 答弁漏れはない。

○石橋議員 はい、いいです。

○議長（渡辺穰爾） はい、ほんなら再質問をしてください。いいです。ないって言うておられますから。はい、再質問。石橋議員。

○石橋委員 はい、議長。はい。それでは再質問をさせていただきます。まず、認定審査会について重ねて伺います。審査会の時間が短いということについては、事前の準備、各委員に資料を前もって送られて、判定を受ける一人一人の内容がよく解るようにいただいている。それぞれ自分の判定結果を持ち寄られるということは、正確な認定をするよう努力をされていることは了解をしました。しかし、うちの母のような例もあります。必要十分な時間がかけられるように合議体の人数を増やすということも必要と思いますが、いかがでしょうか。これが1点。2つ目、合議体の審査開催の時間帯は、どんな時間帯で行われているのでしょうか。その人の本来の仕事や、家庭に負担が重くはないのかというところが気になっております。次に、介護認定、障害者認定ともに不服申請の内容や、少ない理由などを県に問い合わせさせていただきたいと思います。判定の結果に責任を持ち、より実態に即した認定審査をするために、そのことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。次に、最終処分場について。RO膜の処理についてですが、事業者環境プラントが適切に処理をされているということですが、ただそれを聞いたということだけでなく、管理に責任のある組合として、適切な処理が行われていることを確認をするという必要があるのではないのでしょうか。データの改ざんや捏造が他のことで、他の会社ではありました。そんなことをする会社ばかりではないでしょうけれども、RO膜は大変有害なもので、しっかり処理をしていただきたいので、ぜひ確認をしていただきたいと思います。最後に、常備消防についてです。整備基準の充足度というのは、聞き取りのときにお伺いしまして、質問の中にきちんと載せておりませんでした。全国平均が77.4%、整備の充足度ですね、国の基準に対する。そして、鳥取県全体が62.6%、当西部広域の消防局が61.8%です。低いということは聞いておりましたけれど、60%台。それも本当低いということで、ちょっと驚いております。大きな事故とか、取り返しのつかないような火災の事案などは、幸いなことにありません。とてもよく努力されているとは思いますが、これは、平時でも綱渡りのような本当に危険なことではないかというふうに思います。日本列島は激動期だというふうにも言われております。戸田議員も強調されましたけれど、今この時代、災害が多発するだろうと予想されている時代に、この問題は早急に解決されなければならないと思います。定数を増やすということ、一度に大幅増員ができなくても、年次的に増員することをぜひ検討していただきたいと、管理者の皆さんに、これは質問じゃなく要望させていただいて質問を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 ただいまの介護認定審査会の、合議体人数、人員についてでございますが、現在の合議体の委員数5人は国が標準とする人数でございます。当面は、現体制で実施したいと考えております。合議体の開催時間帯でございますが、合議体の開催時間帯は原則として、介護認定審査会は火、水、木曜日の午後2時から、障害認定審査会は水、木曜日の午後2時半から開催をいたしております。審査会業務の委員の仕事、家

庭への負担についてでございますが、介護認定審査会及び障害認定審査会の委員任期は2年でございます、更新の際は、再任についての意向調査を実施しております。再任を希望される委員には、引き続き委員を継続していただいております。前回の意向調査で、継続を希望された委員は、介護認定審査会委員が78%、障害認定審査会委員が61%でございます。各委員の仕事や家庭に負担が全くないとは思っておりませんが、委員選任の際には本人の意向を伺い、本人の意思を尊重して委員へ就任いただいているところでございます。続きまして、介護認定審査会、障害認定審査会の不服申請のことでございますが、審査請求の内容、減少理由の実態把握についてですが、審査請求の状況等につきましては、窓口であります市町村において把握されているものと考えております。必要な情報につきましては、市町村と連携をして情報把握に努めてまいりたいと考えております。続きまして、交換されたRO膜の処理でございますが、現在、適正に処理されていると認識しておりますので、必要があれば組合としても事業者に対し確認を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（渡辺穰爾） 答弁は終わりましたね。

○神庭事務局長 はい。

○議長（渡辺穰爾） はい、以上で通告による質疑は終わりました。質疑を終結いたします。ただいま議題となっております3件の議案のうち、議案第8号につきましては、お手元に配布しております付託区分表のとおり、総務・消防常任委員会に付託いたします。お諮りいたします。議案第9号につきましては、予算審査特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。お諮りいたします。議案第10号につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、1番 今城議員、2番 国頭議員、4番 戸田議員、8番 柵議員、10番 山路議員、11番 杉谷議員、15番 小谷議員、以上7名を指名し、選任いたします。委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 1 6 分 休 憩

午後 4 時 1 2 分 再 開

○議長（渡辺穰爾） 休憩前に引き続き、会議を開きます。この際、ご報告をいたします。先ほど、休憩中に正副委員長の互選が行われました結果、総務・消防常任委員長に川上議員、副委員長に石橋議員が、民生・環境常任委員長に今城議員、副委員長に秦議員が、また、決算審査特別委員長に国頭議員、副委員長に小谷議員がそれぞれ決定した旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。これより、2件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、総務・消防常任委員会の審査報告を求めます。川上委員長。

○川上委員長 総務・消防常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託された議案1件について、先ほど、委員会を開き審査をいたしました結果、議案第8号「鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。中田委員長。

○中田委員長 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き審査いたしました結果、議案第9号「平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 以上で委員長の報告は終わりました。それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） 別のないものと認め、討論を終結いたします。これより、2件の議案を順次採決いたします。初めに、議案第8号、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第9号、平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。お諮りいたします。先ほど、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

#### 日程追加 閉会中の継続審査

○議長（渡辺穰爾） それでは、閉会中の継続審査についてを議題といたします。議案第10号について、決算審査特別委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。本件につきましては、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺穰爾） 以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。これもちまして、平成30年第4回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を

閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

午後 4 時 17 分 閉 会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員